

中小企業従業員・農業者派遣研修助成制度

公益財団法人長岡市米百俵財団では、広く有為な人材を育成するため、派遣研修の助成制度を設けています。この制度は、中小企業で働く人や農業を営む人が派遣研修に参加する場合に自己負担額の一部を助成するものです。あなたもこの制度を利用してスキルアップを！

◆助成の対象となる研修（研修の期間が4日以上のものに限ります。）

- 1 国、県、市が中小企業従業員や農業者を対象に実施する研修
- 2 中小企業大学校や商工会議所、商工業団体が実施する研修
- 3 農業関係団体等が実施する研修
- 4 市内の大学が実施する研修

◆助成の対象者

- 1 市内に事業所を有する中小企業の従業員（役員の方は除きます。）
- 2 市内に住所を有する農業者

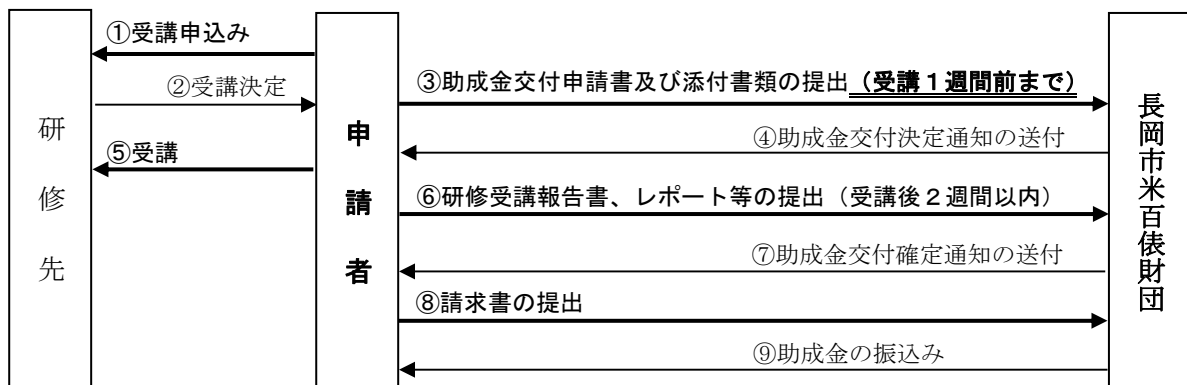
◆助成する経費

受講料又は参加費、宿泊費、交通費のうち自己負担にかかる経費（会社等が負担する経費は除く。助成額は100円未満切捨て）

- 1 国内派遣研修……自己負担額が6万円以下のときはその全額、6万円を超えるときは超えた分の3分の2以内の額を6万円に加算した額（助成限度額：10万円）
- 2 国外派遣研修……自己負担額の3分の2以内の額（助成限度額：30万円）

※ 宿泊費及び交通費の助成基準については、裏面のQ & A参照。

◆助成を受ける手続（流れ） ※助成を受けるには、研修受講前に申請が必要です。



◆助成金交付申請時の添付書類

- ・研修の受講決定を証明する書類
- ・研修実施主体が発行する研修費用の総額を証明する書類
- ・研修費用に宿泊費が含まれていない場合は、研修期間中の宿泊費総額を確認できる書類
- ・他の団体から研修費用の補助を受ける場合には、その額を証明する書類

◆問い合わせ先

公益財団法人長岡市米百俵財団事務局（長岡市地方創生推進部ミライエ長岡開設準備室内）
〒940-0062 長岡市大手通2-6 TEL 86-6008 Fax 86-6073
Eメール kome100@city.nagaoka.lg.jp ホームページ <https://kome100.or.jp>

《Q & A もっと詳しい情報》

Q1 中小企業従業員を対象とした研修としては、実際にどんなものがありますか？

A 1 中小企業大学校で行っている、管理者研修や（公財）にいがた産業創造機構が行っている「長岡モノづくりアカデミー」などがあります。

Q2 農業者を対象としたものでは、どんなものがありますか？

A 2 新潟県で行っている新潟・ブラジル農業青年交流事業^{*}といった海外派遣研修などが挙げられます。^{*}令和4年度は実施なし

Q3 参加しようとする派遣研修で、ほかにも助成制度や補助制度がある場合は、この助成制度と重複して助成を受けられますか？

A 3 研修の受講に要する経費の全体額から、すべての助成金等を差し引き、残りの自己負担額に対して助成します。

Q4 企業内研修として海外に行くような場合は、対象となりますか？

A 4 助成の対象とする研修は、その研修の実施主体が公的なものに限っていますので、対象になりません。

Q5 市外に住所がある人が長岡市内の事業所に勤めている場合は、対象となりますか？

A 5 この制度の対象となります。

Q6 農業の後継者は対象となりますか？

A 6 この制度の対象となります。

Q7 申請はどのタイミングで行うのでしょうか？

A 7 必ず研修の受講1週間前に申請を行ってください。受講後の申請は認められません。

Q8 4日以上研修とは、4日間以上連続していないと対象となりませんか？

A 8 同じ研修内で、4日以上研修日があれば連続していなくてもかまいません。

Q9 宿泊費及び交通費が助成されるのは、どのような場合ですか？

A 9 宿泊費は、研修実施時間により公共交通機関での当日中の往復が不可能であるなど、やむを得ない事情がある場合に限り助成します。

交通費は、市外の会場での研修を受講する場合で、公共交通機関を使用する場合に限り必要な最短経路での運賃等を助成します（ただし、新幹線、特急列車を除く）。助成を受けたい場合は、受講報告の際に領収書の添付が必要です。

中小企業大学校三条校で研修する場合は、東三条駅から三条校までのタクシー料金の助成も受けることができます。

なお、自家用車を使用した場合の交通費は、助成の対象になりません。